参考様式８

**誓　約　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　七飯町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

 申請者

 氏名　　　 　　　 　 　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者の氏名

　申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| 　　一　申請者が、法人でないとき。　二　申請者が、町長が別に定める介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等に従って適正な介護予防・日常生活支援総合事業の運営をすることができないと認められるとき。　三　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。　四　申請者が、介護保険法（以下「法」という。）の他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。　五　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。　六　申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第７８条の２第４項第５号の３、第９４条第３項第５号の３、第１１５条の２第２項第５号の３、第１１５条の１２第２項第５号の３及び第２０３条第２項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７８条の２第４項第５号の３、第９４条第３項第５号の３、第１１５条の２第２項第５号の３、第１１５条の１２第２項第５号の３において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。　七　申請者が、法第１１５条の４５の９第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。　八　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号のおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、法第１１５条の４５の９第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。　九　申請者が、法１１５条の４５の９第１項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、町長が別に定める介護予防・日常生活支援総合事業の指定等に関する要綱の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。　十　申請者が、法第１１５条の４５の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第１１５条の４５の９第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として町長が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に、検査日から起算して６０日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、町長が別に定める介護予防・日常生活支援総合事業の指定等に関する要綱の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。　十一　第九号に規定する期間内に町長が別に定める介護予防・日常生活支援総合事業の指定等に関する要綱の規定の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。　十二　申請者が、指定の申請前５年以内に介護予防・日常生活支援総合事業又は居宅サービス等に関し不正又は　　著しく不当な行為をした者であるとき。　　十三　申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号から第七号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。　十四　その他町における介護予防・日常生活支援総合事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合 |